

平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号

鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令

工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十九条第一項及び第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十五条第一項、第二十七条第一項並びに第三十一条第二項及び第三項、第三十三条第二項、第三十四条、第三十五条第二項第三号及び第四号並びに第三十九条（これらの規定を同法第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本工業規格への適合性の認証に関する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 表示等（第一条—第三条）
- 第二章 登録等（第四条—第八条）
- 第三章 認証の業務（第九条—第三十条）
- 第四章 登録の取消し（第三十一条—第三十三条）
- 第五章 雑則（第三十四条—第三十六条）

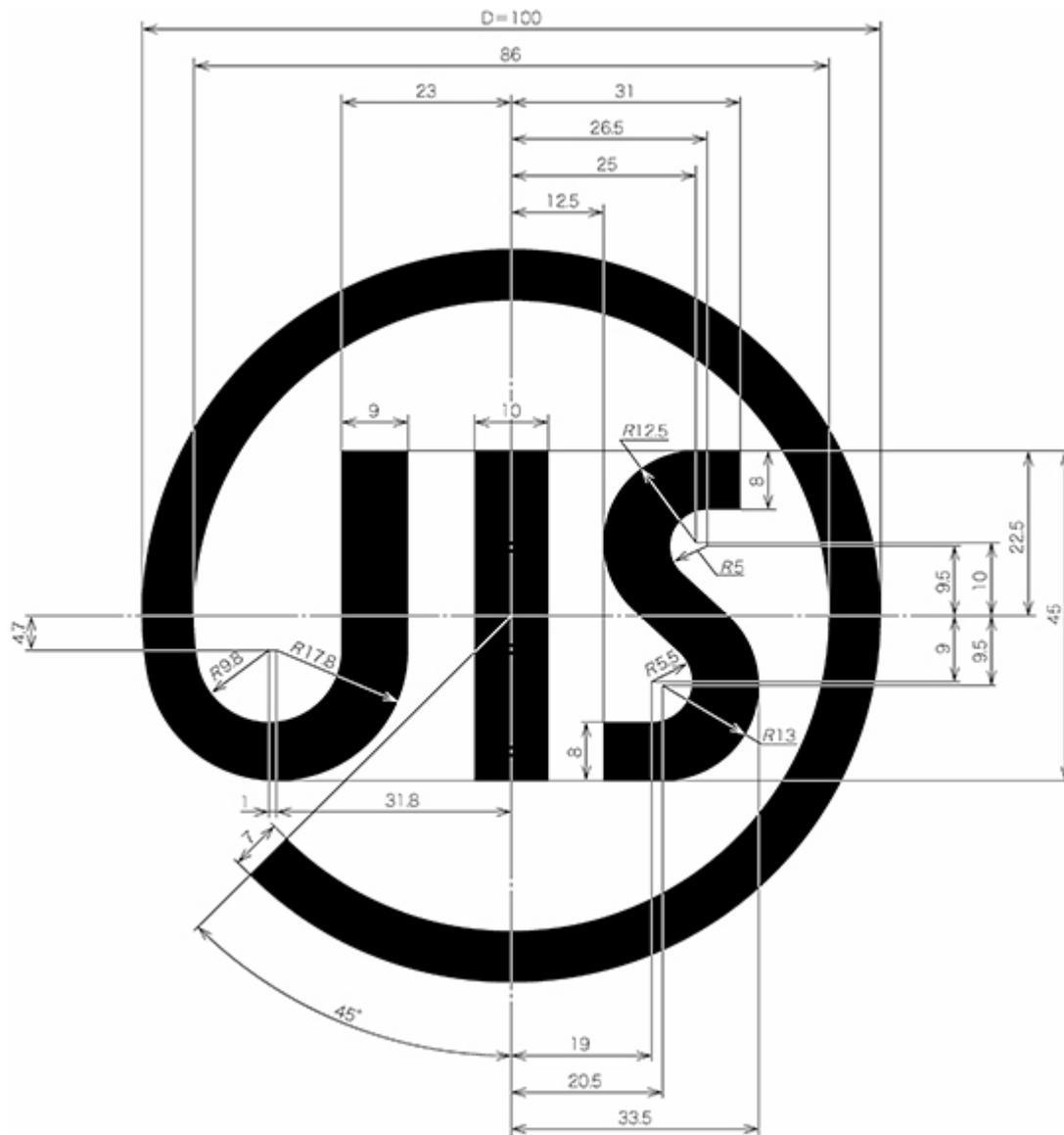
附則

第一章 表示等

(表示)

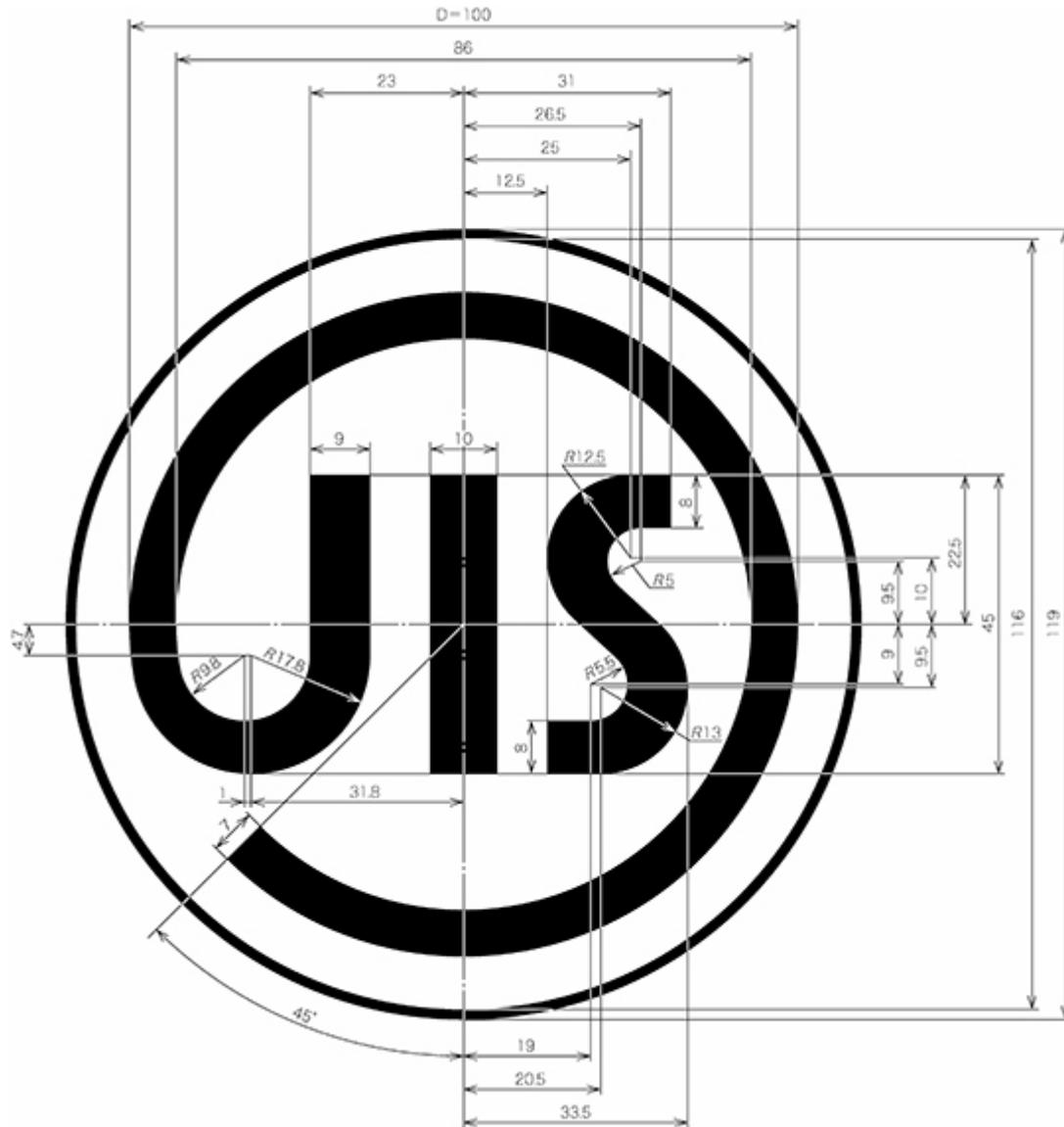
第一条 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号。以下「法」という。）第三十条第一項の主務省令で定める方式は、次のとおりとする。

- 一 表示する事項は、次の様式の表示、適合する日本産業規格の番号、適合する日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級に係る表示事項が規定されている場合に限る。以下この条において同じ。）及び認証を行った登録認証機関の氏名又は名称とする。ただし、鉱工業品（法第二条第一項第一号の鉱工業品をいう。以下同じ。）の形状又は鉱工業品若しくはその包装、容器若しくは送り状に表示される他の事項から適合する日本産業規格の番号を特定することができる場合には、当該番号を省略することができる。



二 表示の方法は、容易に消えない方法による印刷、押印、刻印、荷札の取付けその他の適切な方法とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、鉱工業品の種類、形状、寸法、構造、品質、等級、性能、耐久度又は安全度（以下この項において「種類等」という。）のみについて定めた日本産業規格であって主務大臣が告示で定めるものに係る認証である場合には、次のとおりとする。



二 第一項第二号の規定は、前号に掲げる事項の表示の方法に準用する。

4 前三項の規定により表示すべき登録認証機関の氏名又は名称については、当該登録認証機関が略称の使用について主務大臣（法第七十二条第三項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合であつて、その認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関にあつては、当該事務所の所在地を管轄する経済産業局長。以下この条、第五条から第八条まで、第十七条、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第二十八條第一項、第二十九條及び第三十三條において同じ。）の承認を受け、又は登録商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二条第五項の登録商標（文字及び記号に限る。）をいう。以下同じ。）を主務大臣に届け出た場合に限り、その略称又は登録商標を用いることができる。

5 前項の規定により承認を受け、又は届出をしようとする登録認証機関は、様式第一による申請書又は様式第二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（品質管理体制の審査の基準）

第二条 法第三十条第三項及び第三十一条第二項（これらの規定を法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する製造設備又は加工設備（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあつては、主務大臣が告示で定める製造設備又は加工設備を含む。）を用いて製造又は加工が行われていること。
- 二 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する検査設備（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあつては、主務大臣が告示で定める検査設備を含む。）を用いて検査が行われていること。
- 三 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する検査方法（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあつては、主務大臣が告示で定める検査方法を含む。）により検査が行われていること。
- 四 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。

イ 社内規格の整備

- (1) 次に掲げる事項について社内規格が登録認証機関の認証に係る日本産業規格（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあつては、主務大臣が告示で定める事項を含む。）に従つて具体的かつ体系的に整備されていること。
 - (i) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の品質、検査及び保管に関する事項
 - (i i) 原材料の品質、検査及び保管に関する事項
 - (i i i) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項
 - (i v) 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理に関する事項

- (v) 外注管理（製造若しくは加工、検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下この条において同じ。）に関する事項
- (v i) 苦情処理に関する事項
- (2) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。
- ロ 登録認証機関の認証に係る鉱工業品について日本産業規格に適合することの検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。
- ハ 原材料について検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。
- ニ 工程の管理
 - (1) 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録、管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。
 - (2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に行われていること。
 - (3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。
- ホ 製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。
- ヘ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。
- ト 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。
- チ 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の管理、原材料の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。
- 五 前各号に掲げる事項のほか、次に掲げる品質保持に必要な技術的生産条件を満たしていること。
- イ 次に定めるところにより、社内標準化及び品質管理の組織的な運営が行われていること。
 - (1) 社内標準化及び品質管理の推進が鉱工業品の製造業者、輸入業者、販売業者、加工業者又は外国においてその事業を行う製造業者、輸出業者若しくは加工業者（以下「製造業者等」という。）の経営指針として確立されており、社内標準化及び品質管理が計画的に実施されていること。
 - (2) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を適正に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、ロの品質管理責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、社内標準化及び品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。
 - (3) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し社内標準化及び品質管理の推進に係る技術的指導を適切に行っていること。
- ロ 次に定めるところにより、品質管理責任者が配置されていること。
 - (1) 製造業者等は、登録認証機関の認証に係る鉱工業品の製造部門又は加工部門とは独立した権限を有する品質管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。
 - (i) 社内標準化及び品質管理に関する計画の立案及び推進
 - (i i) 社内規格の制定、改廃及び管理についての統括
 - (i i i) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の品質水準の評価
 - (i v) 各工程における社内標準化及び品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整
 - (v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
 - (v i) 就業者に対する社内標準化及び品質管理に関する教育訓練の推進
 - (v i i) 外注管理に関する指導及び助言
 - (v i i i) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の日本産業規格への適合性の承認
 - (i x) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の出荷の承認
 - (2) 品質管理責任者は、登録認証機関の認証に係る鉱工業品の製造又は加工に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、登録認証機関は、品質管理体制（製造品質管理体制及び加工品質管理体制をいう。以下同じ。）の審査を、次に定める基準により行うことができる。
 - 一 品質管理体制が、日本産業規格Q九〇〇一又は国際標準化機構が定めた規格I S O（以下単に「I S O」という。）九〇〇一（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術の認証に係る審査である場合にあっては、主務大臣が告示で定める品質管理の規格）の規定に適合していること。
 - 二 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する製造設備又は加工設備（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める製造設備又は加工設備を含む。）を用いて製造又は加工が行われていること。
 - 三 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する検査設備（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める検査設備を含む。）を用いて検査が行われていること。
 - 四 登録認証機関の認証に係る日本産業規格に規定する検査方法（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める検査方法を含む。）により検査が行われていること。
 - 五 登録認証機関の認証に係る日本産業規格（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術にあっては、主務大臣が告示で定める事項を含む。）に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、登録認証機関の認証に係る鉱工業品について日本産業規格に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。
 - 六 品質管理責任者の配置が、前項第五号ロの基準に適合していること。

(立入検査の証票)

第三条 法第三十五条第五項において準用する法第二十九条第二項に規定する証票は、様式第三とする。

2 法第七十四条第一項の規定により法第三十五条第一項又は第二項の規定による立入検査の際に独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の職員が携帯すべき法第七十四条第五項に規定する証票は、様式第四とする。

第二章 登録等

（登録の区分）

第四条 法第三十九条第一項の主務省令で定める鉱工業品又はその加工技術の区分（以下単に「鉱工業品又はその加工技術の区分」という。）は、別表のとおりとする。

（登録の申請）

第五条 法第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十七条第一項から第三項までの登録（第五号、次条及び第七条において単に「登録」という。）の申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容が既に法第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項又は第三十七条第四項から第六項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号。以下「電磁的記録認証省令」という。）第五条各号の書類又は役務に係る日本産業規格への適合性の認証に関する命令（令和元年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号。以下「役務認証命令」という。）第五条各号の書類の内容と同一であるときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 次の事項を記載した書類

イ 認証の業務を行う組織に関する事項

ロ 認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項

ハ 職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲

ニ イからハマまでに掲げるもののほか認証の業務の実施の方法に関する事項

ホ 認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

ヘ 認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績

三 主要な株主の構成（当該株主が、当該申請に係る鉱工業品又はその加工技術の区分に係る鉱工業品を製造し、輸入し、販売し、加工し、若しくは輸出する事業者（以下「被認証事業者」という。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

四 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）又は事業主の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（当該役員又は事業主が被認証事業者の役員又は職員（過去二年間に当該被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

五 登録の申請をしようとする者が自ら認証に係る製品試験（法第三十条第三項の製品試験をいう。以下同じ。）を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合にあつては、次の事項を記載した書類

イ 製品試験の業務の概要及び業務の実績

ロ 製品試験の業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ 製品試験の業務を行う施設の概要

ニ 製品試験の業務を行う組織に関する事項

ホ 製品試験の業務の実施の方法に関する事項

ヘ 製品試験の業務に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の業務又はこれに類似する業務に従事した経験を有する場合は、その実績

（登録証の交付）

第六条 主務大臣は、登録をしたときは、当該登録をした認証機関に、法第四十一条第二項各号に掲げる事項を記載した登録証を交付するものとする。

（登録の更新の申請）

第七条 登録認証機関は、法第四十二条第一項の登録の更新を受けようとするときは、現に受けている登録の有効期間が満了する日の六月前までに、様式第五による申請書に第五条各号に掲げる書類（同条第二号へ及び第五号イに掲げる事項を除く。）を添えて、主務大臣に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

一 既に主務大臣に提出している第五条各号の書類の内容に変更がないとき。

二 第五条各号に掲げる書類の内容が既に法第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項又は第三十七条第四項から第六項までの規定による主務大臣の登録を受け、提出している電磁的記録認証省令第五条各号の書類又は役務認証命令第五条各号の書類の内容と同一であるとき。

（事業承継の届出）

第八条 法第四十三条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第六による届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該者は、その譲り受けた登録証を返納しなければならない。

2 前項の場合において、主務大臣は、新たな登録証を作成し、当該届出をした者に対し、交付するものとする。

第三章 認証の業務

（認証に係る審査の実施時期及び頻度）

第九条 法第三十条第三項及び第三十一条第二項（これらの規定を法第三十七条第七項において準用する場合を含む。）の審査は、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる審査を、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。

一 製造業者等から認証を行うことを求められたとき	第十一条及び第十二条の審査	求められた後遅滞なく
二 国内登録認証機関から鉱工業品に係る認証を受けた者（以下「被認証者」という。）から工場又は事業場を変更し、又は追加する場合に、当該工場又は事業場において製造し、又は加工する既に認証を受けている鉱工業品又はその加工技術の認証を行うことを求められたとき	第十一条及び第十二条の審査（当該工場又は事業場に関するものに限る。）	求められた後遅滞なく

三 鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格に種類又は等級が定められている場合であって、被認証者から当該種類又は等級の変更又は追加に係る鉱工業品又はその加工技術の認証を行うことを求められたとき	第十一条及び第十二条の審査（当該種類又は等級に関するものに限る。）の全部又は一部	求められた後遅滞なく
四 被認証者が認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとするとき	第十一条及び第十二条の審査（ただし、当該変更により当該鉱工業品が日本産業規格に適合しなくなるおそれのないときには、製品試験及び現地調査の全部又は一部を省略することができる。）	当該変更又は追加が行われるまで
五 認証に係る日本産業規格が改正された場合であって、当該改正により、認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術が日本産業規格に適合しなくなるおそれのあるとき又は被認証者の品質管理体制を変更する必要があるとき	第十一条及び第十二条の審査の全部又は一部	当該改正後一年以内
六 第三者から認証に係る鉱工業品が日本産業規格に適合しない旨又は被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合しない旨の申立てを受けた場合であって、その蓋然性が高いとき	第十一条及び第十二条の審査の全部又は一部	当該事実を把握した後速やかに
七 国内登録認証機関が第十五条第七項に規定する通知を行ったとき	第十一条及び第十二条の審査の全部又は一部	通知を行った日から一年以内
八 四の項から七の項までに掲げるもののほか、認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術が日本産業規格に適合せず、若しくは被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合せず、又は適合しないおそれのある事実を把握したとき	第十一条及び第十二条の審査の全部又は一部	当該事実を把握した後速やかに

第十条 前条の規定にかかわらず、国内登録認証機関は、被認証者に対して定期的に、次条及び第十二条の審査を行うものとする。ただし、国内登録認証機関がその必要がないと認めるときは、製品試験（主務大臣が告示で定めるものを除く。）及び品質管理体制の審査（主務大臣が告示で定めるものを除く。）の一部を省略することができる。

2 前項の審査は、三年（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術の認証に係るものである場合にあっては、主務大臣が告示で定める期間）ごとに一回以上の頻度で行うものとする。ただし、国内登録認証機関が、鉱工業品又はその加工技術の認証の全部又は一部の取消しを受けた者に対して再び当該取消しを受けた鉱工業品又はその加工技術の認証を行った場合にあっては、前項の審査は、当該認証を行った後三年間は一年ごとに一回以上の頻度で行うものとする。

（認証に係る審査の方法）

第十一条 法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち製品試験（法第三十条第三項ただし書の規定に該当する製品試験を除く。以下この項、次項、第四項及び第五項において同じ。）は、次の各号に掲げる鉱工業品に対して行うものとする。

一 被認証者等（被認証者及び国内登録認証機関に対して認証を行うことを求めた者（以下「認証依頼者」という。）をいう。以下同じ。）が製造（当該被認証者等が輸入業者、販売業者又は外国においてその事業を行う輸出業者である場合にあっては、当該認証又は依頼の範囲に属する当該被認証者等以外の者が行う製造を含む。）又は加工する鉱工業品の製造又は加工の工程を代表するもの（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術の認証を行おうとする場合にあっては、主務大臣が告示で定める鉱工業品）

二 国内登録認証機関が無作為に抽出したもの

三 認証を行おうとする鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格に定める全ての製品試験を行うために必要な個数又は量（主務大臣が告示で定める鉱工業品又はその加工技術の認証を行おうとする場合にあっては、主務大臣が告示で定める個数又は量以上の個数又は量）

2 前項の規定にかかわらず、国内登録認証機関は、被認証者等が製造した試作品のうち当該国内登録認証機関が選択したのものに対して製品試験を行うことができる。

3 試験用の鉱工業品が日本産業規格に適合するかどうかの審査は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準のうち該当するものに適合する方法で行われた前二項の製品試験の結果に基づき行うものとする。

4 第一項第二号の抽出が被認証者等の品質管理体制の現地調査を行う前に行われた場合であって、当該抽出後に被認証者等の品質管理体制について当該試験用の鉱工業品の日本産業規格への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があった場合には、当該製品試験の結果を用いて審査してはならない。

5 第二項の鉱工業品に対して行った製品試験に基づいて認証を行った場合には、国内登録認証機関は、被認証者等が当該認証に係る鉱工業品の製造又は加工を開始した後速やかに、第一項の製品試験の全部又は一部を行い、当該鉱工業品が日本産業規格に適合するかどうか審査するものとする。

第十二条 法第四十五条第二項第一号の審査の方法のうち品質管理体制に対する審査は、認証に係る鉱工業品又はその加工技術に係る被認証者等の社内規格その他製造又は加工に関する書類を調査するとともに、当該鉱工業品を製造し、又は加工する全ての工場又は事業場に対し現地調査を行うことにより、第二条に規定する事項が確実に行われているかどうかを確認するものとする。ただし、現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行う場合には、現地調査を省略することができる。

第十三条 国内登録認証機関は、第九条の表の一の項の審査をした結果、鉱工業品が日本産業規格に適合し、かつ、認証依頼者の品質管理体制が第二条の基準を全て満たしていることを確認し、認証を行うものとする。

（認証に係る公表の基準）

第十四条 法第四十五条第二項第二号の公表は、次の表の第一欄に掲げる場合に依り、同表の第二欄に掲げる事項を、同表の第三欄に掲げる時期に、同表の第四欄に掲げる期間行うものとする。

一 鉱工業品又はその加工技術の認証を行った場合（当該加工技術の認証を行った場合同し。）を締結した期日及び認証番号	なく	製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合にあっては、認証を行った期日から一年間
二 被認証者の氏名又は名称及び住所		
三 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）		
四 鉱工業品又はその加工技術の名称		

五 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地（現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合（法第三十条第三項ただし書の規定により認証を行った場合を含む。以下同じ。）を除く。）

六 法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法

七 現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合であっては、当該鉱工業品の個数又は量並びに当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号及びその表示の方法

八 認証に係る法の根拠条項

- 二 国内登録認証機関が一 請求を行った期日及び認証番号 直ち請求を取り消す旨の通知を行った
次条第二項に規定する請二 請求を行った認証に係る一の項第二欄の第二号から第八号までに掲げに 日、認証の取消しを行った日又は
求を行った場合 る事項 認証契約が終了した日まで
- 三 国内登録認証機関が一 取り消した期日及び認証番号 直ち取り消した期日から一年間
鉱工業品又はその加工技二 取り消した認証に係る一の項第二欄の第二号から第八号までに掲げるに
術の認証の全部又は一部事項
を取り消した場合 三 取り消した理由
- 四 認証契約が終了した一 認証契約が終了した期日及び認証番号 遅滞終了した期日から一年間
場合 二 終了した認証契約に係る一の項第二欄の第二号から第八号までに掲げなく
る事項

2 前項の公表は、同項の表の第二欄に掲げる内容を国内登録認証機関の認証を行う全ての事務所（外国にある事務所を含む。第二十一条において同じ。）で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行わなければならない。（違法な表示等に係る措置の基準）

第十五条 国内登録認証機関は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被認証者に対し、これを是正し、及び必要となる予防措置を講じるように請求するものとする。

- 一 品質管理体制が第二条の基準に適合していないとき。
 - 二 認証に係る鉱工業品以外の鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に当該登録認証機関に係る法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。
 - 三 認証に係る鉱工業品以外の鉱工業品の広告に、当該鉱工業品が認証を受けていると誤解されるおそれのある方法で、当該登録認証機関に係る法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき。
 - 四 被認証者に係る広告に、当該登録認証機関の認証に関し、第三者を誤解させるおそれのある内容があるとき。
- 2 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合には、認証を取り消し、又は速やかに、被認証者に対して、法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示（これと紛らわしい表示を含む。以下この項、次項第二号及び第三号、第六項並びに次条第一項第二号において同じ。）の使用の全部若しくは一部を行わないように請求し、かつ、被認証者が保有する法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示の付してある鉱工業品（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該鉱工業品を含む。次項第三号及び次条第一項第三号において同じ。）であって日本産業規格に適合していないものを出荷しないように請求するものとする。
- 一 被認証者が製造又は加工した鉱工業品が法第四十五条第二項第三号の場合に該当するとき。
 - 二 被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合していない場合であって、その内容が、認証に係る鉱工業品が日本産業規格に適合しなくなるおそれのあるときその他重大なものであるとき。
 - 三 前項の請求に被認証者が適確に、又は速やかに応じなかったとき。
- 3 国内登録認証機関は、前項の請求をする場合には、被認証者に対し、次に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。
- 一 請求の対象となる被認証者の工場又は事業場及び鉱工業品又はその加工技術の範囲
 - 二 請求する日以降その請求を取り消すまでの間に、鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示を付してはならない旨
 - 三 被認証者が保有する法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示の付してある鉱工業品であって、日本産業規格に適合していないものを出荷してはならない旨
- 四 請求の有効期間
- 五 前号の有効期間内に認証に係る鉱工業品が日本産業規格に適合しなくなった原因を是正し、又は被認証者の品質管理体制を第二条の基準に適合するようには是正し、及び必要な予防措置を講じること。

4 国内登録認証機関は、前項第四号の有効期間を延長することができる。

5 国内登録認証機関は、第三項第四号の有効期間（前項の規定により延長した場合を含む。次条第一項第二号及び第三号において同じ。）内に第三項第五号に規定する是正及び予防措置が講じられなかった場合には、認証を取り消すものとする。

6 国内登録認証機関は、前項の取消しをする場合には、被認証者に対し、その保有する当該取り消した認証に係る鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付された法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示を除去し、又は抹消するように請求するものとする。

7 国内登録認証機関は、認証に係る鉱工業品がその表示に係る日本産業規格に適合しなくなった原因が是正され、又は被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合することとなり、及び必要となる予防措置が講じられたことを確認した場合には、被認証者に対し、速やかに、文書により第二項の請求を取り消す旨通知するものとする。

第十六条 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合には、被認証者に係る認証を全て取り消すものとする。

- 一 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十条第一項の審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - 二 前条第二項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者が鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示を付したとき。
 - 三 前条第二項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者がその保有する法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示の付してある鉱工業品であって、日本産業規格に適合していないものを出荷したとき。
- 2 前条第六項の規定は、前項の規定による認証の取消しに準用する。

第十七条 国内登録認証機関は、自らの認証に係る法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に違法に付されていることを知った場合には、主務大臣に対し、直ちに、当該事実を通知するものとする。

(認証契約の内容に係る基準)

第十八条 認証契約には、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項又は第三十七条第一項から第三項までの規定に基づく認証に係る契約である旨
 - 二 認証契約の有効期間を定めるときは、その期間
 - 三 法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
 - 四 被認証者が法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示を付することができる条件として、次に掲げるもの
 - イ 被認証者が国内登録認証機関から認証を受けていることを広告その他の方法で第三者に表示し、又は説明する場合には、認証を受けた鉱工業品又はその加工技術と認証を受けていないものが混同されないようにしなければならないこと。
 - ロ 認証に係る被認証者の業務が適切に行われているかどうかを確認するため国内登録認証機関が被認証者に対して報告を求め、又は被認証者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、認証に係る鉱工業品若しくはその原材料若しくはその品質管理体制を審査することができること。
 - ハ ロの審査の頻度、その費用の負担その他の条件
 - 五 認証に係る鉱工業品の製造又は加工が複数の工場又は事業場で行われる場合にあつては、当該工場又は事業場を識別する方法に関する事項
 - 六 被認証者が認証に係る鉱工業品の仕様及び品質管理体制を変更した場合の措置に関する事項
 - 七 被認証者が第三者から認証を受けた鉱工業品又はその加工技術に係る苦情を受けた場合の措置に関する事項
 - 八 国内登録認証機関及び被認証者の秘密の保持に関する事項
 - 九 国内登録認証機関が講じた措置について被認証者が行う異議申立てに関する事項
 - 十 第十五条第一項及び第二項の請求、認証の取消し並びに認証契約の終了に関する事項
- 2 国内登録認証機関は、被認証者と認証契約を締結し、又は当該認証契約を変更した場合には、次に掲げる事項を記載した証明書を交付するものとする。
- 一 認証契約を締結した期日及び認証番号
 - 二 被認証者の氏名又は名称及び住所
 - 三 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格の種類又は等級が定められている場合に限る。）
 - 四 鉱工業品又はその加工技術の名称
 - 五 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
 - 六 現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合にあつては、当該鉱工業品の個数又は量及び当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号
 - 七 認証に係る法の根拠条項
- 3 国内登録認証機関は、第一項第三号の付記する事項として被認証者の氏名若しくは名称又はその略号（略称、記号、認証番号又は登録商標をいう。）を定めるものとする。

(被認証者等に対する通知の基準)

第十九条 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時期に、被認証者等にその旨を通知するものとする。

- 一 譲渡、合併又は分割により登録に係る事業の全部を承継させようとするとき 承継させる日まで
 - 二 相続により登録に係る事業の全部を承継したとき 遅滞なく
 - 三 事務所の所在地を変更しようとするとき 変更する日まで
 - 四 認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとき 休止又は廃止しようとする日の六月前まで
 - 五 主務大臣（法第七十二条第三項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合であつて、その認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関にあつては、当該事務所の所在地を管轄する経済産業局長を含む。次号において同じ。）から法第五十二条第一項の登録の取消し又は認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたとき 直ちに
 - 六 主務大臣から法第五十二条第二項の通知を受けたとき 直ちに
 - 七 認証に係る日本産業規格が改正されたとき 速やかに
 - 八 認証に係る第二条の基準が改正されたとき 速やかに
- 2 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通知するものとする。
- 一 認証を行うことを求められたとき 認証し、又は認証しないことの決定
 - 二 被認証者から認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき 国内登録認証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調査を行うかどうかの決定
 - 三 第九条の表の四の項から八の項まで又は第十条第一項の審査を行ったとき 認証を継続するかどうかの決定
- 3 国内登録認証機関は、認証の取消しをする場合には、被認証者に対し、取り消す期日及び国内登録認証機関に対し異議申立てができる旨を記載した文書により通知するものとする。

(認証に係る秘密の保持の基準)

第二十条 国内登録認証機関は、その役員及び職員、国内登録認証機関と認証の審査に係る請負契約を締結した者（法人にあつてはその役員及び職員）並びにそれらの職にあつた者が、被認証者等の秘密を保持する措置を講ずるものとする。

(国内登録認証機関に係る公表の基準)

第二十一条 国内登録認証機関は、次の各号に掲げる事項について、当該内容を認証を行う全ての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

- 一 法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示で用いる国内登録認証機関の略称又は登録商標がある場合にあつては、その略称又は登録商標
- 二 国内登録認証機関が定める法第三十条第三項及び第三十一条第二項の審査を行う要員の適格性に関する基準
- 三 製造業者等から認証を行うことを求められてから認証するかどうかを決定するまでの事務手続の概要及びそのために要する標準的な期間
- 四 認証を継続するために行う審査に関する事務手続の概要

- 五 認証の取消しに関する事務手続の概要
- 六 認証に係る日本産業規格の番号
- 七 認証に関する料金の算定方法
(認証の報告)

第二十二條 法第四十五条第三項の規定に基づき、国内登録認証機関は、法第三十条第一項及び第二項、第三十一条第一項並びに第三十七条第一項から第三項までの認証を行ったときには、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した様式第七の報告書により主務大臣に報告するものとする。

- 一 認証契約を締結した期日及び認証番号
 - 二 被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名
 - 三 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）
 - 四 鉱工業品又はその加工技術の名称
 - 五 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
 - 六 認証に係る鉱工業品の製造又は加工が複数の工場又は事業場で行われる場合にあっては、当該工場又は事業場を識別するための表示事項及びその方法
 - 七 認証契約の有効期間を定めたときは、その期間
 - 八 法第三十条第一項又は第三十一条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
 - 九 現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合にあっては、当該鉱工業品の個数又は量並びに当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号及びその表示の方法
 - 十 認証に係る法の根拠条項
- 2 国内登録認証機関は、前項各号に掲げる事項に変更があった場合には、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。
- 3 国内登録認証機関は、被認証者に対して第十五条第二項の請求又は同条第七項の通知をした場合にあっては、速やかに、その旨を主務大臣に報告するものとする。
- 4 国内登録認証機関は、認証の全部又は一部を取り消した場合にあっては、直ちに、当該取り消した期日及び認証番号、取り消した認証に係る被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名、取り消した認証に係る第一項第三号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びにその理由を記載した様式第八の報告書により主務大臣に報告するものとする。
- 5 国内登録認証機関は、認証契約が終了した場合（現に製造又は加工された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合を除く。）にあっては、遅滞なく、当該終了した期日及び認証番号、終了した認証契約に係る被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名、終了した認証契約に係る第一項第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項並びにその理由を記載した様式第九の報告書により主務大臣に報告するものとする。
- (電子情報処理組織による手続の特例)

第二十三條 主務大臣は、法第四十五条第三項の規定による報告（前条第一項、第二項及び第五項の報告に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）について、電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（以下「大臣用電子計算機」という。）と、法第四十五条第三項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機（以下「報告用電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項並びに次条第一項、第三項及び第四項において同じ。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた法第四十五条第三項の規定による報告は、大臣用電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に主務大臣に到達したものとみなす。
 - 3 法第四十五条第三項の規定により主務大臣に報告をしようとする者が、電子情報処理組織を使用して同項の規定による報告を行うときは、前条の規定にかかわらず、大臣用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な報告様式に記録すべき事項を報告用電子計算機（主務大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。
- (識別番号等の通知)

第二十四條 電子情報処理組織を使用して前条の規定による報告をしようとする者は、あらかじめ、経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類（以下この条において「書面等」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、書面等を受理したときは、当該書面等を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。
 - 3 書面等を提出した者は、提出した事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく、書面等を経済産業大臣に提出しなければならない。
 - 4 経済産業大臣は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。
- (認証管理責任者)

第二十五條 国内登録認証機関は、認証の業務を統括する認証管理責任者を選任し、次に掲げる業務を行わせなければならない。

- 一 認証に係る審査及び判定に関する計画の立案及び推進
- 二 業務規程、認証契約及びこれらを実施するための文書の制定、改廃及び管理並びに周知及び遵守の統括
- 三 認証の業務に従事する者に対して、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令及び実施の方法に係る教育訓練の継続的な実施
- 四 国内登録認証機関が委嘱する外部の委員の管理
- 五 製品試験を外部の試験所に依頼する場合にあっては、当該試験所の管理
- 六 審査結果（第十五条第一項及び第二項に規定する請求並びに同条第七項に規定する請求の取消しを含む。）の妥当性の評価
- 七 苦情、異議申立て及び第三者からの申立てに関する処置並びにその対策の統括
(認証の業務に従事する者)

第二十六條 次の各号に掲げる認証の業務に従事する者は、それぞれ当該各号に定める年数以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を取得するための当該業務に関する法令及び実施の方法に係る主務大臣が告示で定める講習を修了しなければならない。

- 一 第十一条の製品試験の業務に従事する者 製品試験の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上
 - 二 第十二条の現地調査の業務に従事する者 現地調査の業務又はこれに類似する業務に関し一年以上
 - 三 第二十五条の認証管理責任者 認証の業務又はこれに類似する業務に関し三年以上
- 2 日本産業規格Q九〇〇一又はISO九〇〇一の規定に適合することを国内登録認証機関が自ら確認する場合にあっては、第十二条の現地調査に従事する者は、日本産業規格Q九〇〇一又はISO九〇〇一の審査員の資格を有する者でなければならない。

(事務所等の変更の届出)

第二十七条 法第四十六条の規定による届出をする国内登録認証機関は、様式第十による届出書に登録証を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 登録認証機関は、第五条第二号（ロ及びへを除く。）、第四号及び第五号（イを除く。）に掲げる事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 第一項の場合において、主務大臣は、新たな登録証を作成し、当該国内登録認証機関に対し、交付するものとする。

(業務規程)

第二十八条 国内登録認証機関は、法第四十七条第一項前段の規定により業務規程の届出をするときは、認証の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十一による届出書に業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第四十七条第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3 法第四十七条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認証の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 認証の業務を行う事務所（試験所を含む。）の所在地
- 三 認証の業務を行う区域
- 四 認証に係る日本産業規格の番号
- 五 認証に関する料金の算定方法に関する事項
- 六 認証の業務を行う者の配置に関する事項
- 七 認証の業務の実施の方法に関する事項
- 八 自ら認証に係る製品試験を行う試験所を有する場合にあっては、製品試験の業務の実施の方法に関する事項
- 九 認証の業務の公正な実施のために設置する機関に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、認証の業務に関し必要な事項

(業務の休廃止の届出)

第二十九条 法第四十八条の規定による届出をしようとする国内登録認証機関は、様式第十二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 国内登録認証機関は、認証の業務の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なく、その所持する登録証を主務大臣に返納しなければならない。

3 認証の業務の一部を廃止した場合であって、前項の規定により国内登録認証機関が登録証を返納したときは、主務大臣は、新たな登録証を作成し、当該国内登録認証機関に対し、交付するものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第三十条 法第四十九条第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第四十九条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国内登録認証機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第四章 登録の取消し

(聴聞の特例)

第三十一条 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条第一項の規定による許可の申請については、自らを利害関係人として当該聴聞に関する手続に参加しようとする者は、聴聞の期日の四日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

第三十二条 行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の四日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、同法第二十二條第二項（同法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知をされた聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りではない。

(登録証の返納)

第三十三条 国内登録認証機関は、法第五十二条第一項の規定により登録が取り消されたときは、遅滞なく、その登録証を主務大臣に返納しなければならない。

第五章 雑則

(帳簿)

第三十四条 法第五十三条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認証依頼者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認証の依頼を受けた期日
- 三 認証の依頼に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）
- 四 鉱工業品又はその加工技術の名称
- 五 審査を行った期日
- 六 審査の結果
- 七 審査を行った者の氏名
- 八 認証契約を締結した期日及び認証番号

2 国内登録認証機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、鉱工業品又はその加工技術ごとに区分して、記載しなければならない。

3 法第五十三条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して五年とする。

(立入検査の証票)

第三十五条 法第五十四条第二項において準用する法第二十九条第二項に規定する証票は、様式第十三とする。

2 法第七十四条第一項の規定により法第五十四条第一項の規定による立入検査の際に機構の職員が携帯すべき法第七十四条第五項に規定する証票は、様式第十四とする。

(準用)

第三十六條 第九条から第三十四条までの規定は、外国登録認証機関に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十一条第一項及び第十二条	第四十五条第二項第一号	第五十五条第二項において準用する第四十五条第二項第一号
第十四条第一項	第四十五条第二項第二号	第五十五条第二項において準用する第四十五条第二項第二号
第十四条第二項	外国にある事務所	国内にある事務所
第十五条第二項第一号	第四十五条第二項第三号	第五十五条第二項において準用する第四十五条第二項第三号
第十九条第一項第五号	第五十二条第一項	第五十六条第一項
第十九条第一項第六号	第五十二条第二項	第五十六条第二項
第二十二條第一項及び第二十三條	第四十五条第三項	第五十五条第二項において準用する第四十五条第三項
第二十七條第一項	第四十六条	第五十五条第二項において準用する第四十六条
第二十八條第一項	第四十七條第一項前段	第五十五条第二項において準用する第四十七條第一項前段
第二十八條第二項	第四十七條第一項後段	第五十五条第二項において準用する第四十七條第一項後段
第二十八條第三項	第四十七條第二項	第五十五条第二項において準用する第四十七條第二項
第二十九條第一項	第四十八條	第五十五条第二項において準用する第四十八條
第三十條第一項	第四十九條第二項第三号	第五十五条第二項において準用する第四十九條第二項第三号
第三十條第二項	第四十九條第二項第四号	第五十五条第二項において準用する第四十九條第二項第四号
第三十三條	第五十二条第一項	第五十六条第一項
第三十四條第一項及び第三項	第五十三條	第五十五条第二項において準用する第五十三條

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

(工業標準化法に基づく認定の審査基準を定める省令の廃止)

第二条 次の各号に掲げる省令は、廃止する。

一 工業標準化法に基づく認定の審査基準を定める省令（平成九年厚生省令第七十号）

二 工業標準化法に基づく認定の審査基準を定める省令（平成九年通商産業省・運輸省・令第三号）

附 則（平成一八年四月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

この省令は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一九年二月一三日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この省令は、意匠法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年一〇月三一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第二十三条から第二十六条までの改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第十四及び電磁的記録に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令様式第三を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第四条関係）

登録区分	範囲
土木及び建築	部門記号Aに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
一般機械	部門記号Bに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
電子機器及び電気機械	部門記号Cに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
自動車	部門記号Dに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
鉄道	部門記号Eに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
船舶	部門記号Fに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
鉄鋼	部門記号Gに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
非鉄金属	部門記号Hに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
化学	部門記号Kに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
繊維	部門記号Lに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
鉱山	部門記号Mに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
パルプ及び紙	部門記号Pに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
窯業	部門記号Rに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
日用品	部門記号Sに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
医療安全用具	部門記号Tに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
航空	部門記号Wに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
情報処理	部門記号Xに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格
その他	部門記号Zに分類される鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格

備考 この表において、「部門記号」とは、日本産業規格（JIS）部門記号をいう。

様式第1（第1条第4項関係）

略 称 表 示 承 認 申 請 書

年 月 日

殿

住所

申請者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第1条第4項の規定に基づき、登録認証機関の氏名（名称）に代えて略称を表示することについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

略 称 :

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。

様式第2（第1条第4項関係）

登 録 商 標 表 示 届 出 書

年 月 日

殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第1条第4項の規定に基づき、登録認証機関の氏名（名称）に代えて登録商標を表示することについて、下記のとおり届け出ます。

記

登録商標：

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 とすること。
- 2 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。

様式第3 (第3条第1項関係)

表 面

8センチメートル

第 号

産業標準化法第35条第1項及び第2項の規定による立入検査を行う職員の身分証明書

3センチメートル

6センチメートル

4センチメートル

写 真

職 名
氏 名

押 出 年 月 日 生
ス タ ン プ 年 月 日 発 行

主 務 大 臣
(経 済 産 業 局 長)

印

裏 面

産業標準化法 (昭和24年法律第185号)
(抄)

第29条

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第35条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第30条第1項又は第2項の認証を受けた製造業者等(以下この項及び次条第1項において「認証製造業者等」という。)に対し、これららの認証を受けた鉱工業品に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証製造業者等の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該鉱工業品若しくはその原材料若しくはその製造品質管理体制を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要が

あると認めるときは、第31条第1項の認証を
 受けた加工業者（以下この項及び次条第2項に
 おいて「認証加工業者」という。）に対し、第
 31条第1項の認証を受けた加工技術に係る業
 務に關し報告をさせ、又はその職員に認証加
 工業者の工場、事業場、その他必要な場所に
 立ち入り、当該加工技術による加工をした品
 しくはその原材料若しくはその加工品質管理
 体制を検査させると及び第3項の規定は、前各
 5 第29条第2項及第3項の規定は、前各項
 の規定による立入検査について準用する。
 第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、
 30万円以下の罰金に処する。
 二 第29条第1項、第35条第1項から第4
 項まで、第54条第1項若しくは第64条第
 1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽
 の報告をし、又はこれらの規定による検査を
 拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第4（第3条第2項関係）

表 面	
8センチメートル	
6 センチ メー トル	第 号
	産業標準化法第35条第1項及び第2項並びに第74条第1項の規定による立入検査を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分証明書
3センチメートル	
4 センチ メー トル	写 真
	所属 氏名
	押出 スタ ンプ
	年 月 日生
	年 月 日発行
	独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長 印

裏 面	
産業標準化法（昭和24年法律第185号） （抄）	
第29条	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
第35条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第30条第1項又は第2項の認証を受けた製造業者等（以下この項及び次条第1項において「認証製造業者等」という。）に対し、これららの認証を受けた鉱工業品に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証製造業者等の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該鉱工業品若しくはその原材料若しくはその製造品質管理体制を検査させることができる。	

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、第31条第1項の認証を受ける加工業者（以下この項及び次条第2項において「認証加工業者」という。）に対し、第31条第1項の認証を受けた加工技術に係る業務に關し報告をさせ、又はその職員に認証加工業者の工場、事業場、その他必要な場所に入り、当該加工技術による加工をした工業製品若しくはその原材料若しくはその加工品質管理を検査させることができる。

5 第29条第2項及び第3項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

第74条 主務大臣は、必要があるとき、機構に、第35条第1項から第3項までの規定による立入検査又は第54条第1項の規定による立入検査（第33条第1項又は第37条第6項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。）を行わせることができる。

5 第1項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第29条第1項、第35条第1項から第4項まで、第54条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第5（第5条及び第7条関係）

登 録 （ 登 録 の 更 新 ） 申 請 書

年 月 日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

産業標準化法第30条第1項及び第2項、第31条第1項並びに第37条第1項から第3項まで（第42条第1項）の規定に基づき、下記のとおり認証機関の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

更新を受けようとする登録の根拠条項		
登録（登録の更新）を受けようとする鉱工業品の加工技術の区分	登録区分の名称	
	日本産業規格の番号	
認証の業務を行う区域		
登録（登録の更新）を受けようとする認証機関の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
認証を行う事務所	ふりがな 名称	
	ふりがな 所在地 (郵便番号)	
	電話番号	
自ら認証に係る製品試験を行う試験所	試験方法の区分の名称	

	製品試験に 係る日本 産業規格 の番号及 び記号	
	ふりがな 名称	
	ふりがな 所在地 (郵便番 号)	
	電話番号	
	関連する 事務所の 名称及び 所在地	
認証管理責任 者	氏名及び 役職	
	電話番号	
	電子メー ルアドレ ス	
別紙書類 一覧	<p> 鉦工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適 合性の認証に関する省令第5条各号 1 登記事項証明書又はこれに準ずるもの(第1号) 2 認証の業務を行う組織に関する事項(第2号イ) 3 認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に 対する備え及び財務内容の健全性に関する事項(第 2号ロ) 4 職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認 証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業 務の範囲(第2号ハ) 5 2から4までのに掲げるもののほか認証の業務の実 施の方法に関する事項(第2号ニ) 6 認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該 業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項 (第2号ホ) 7 認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある 場合は、その実績(第2号ヘ) 8 主要な株主の構成(当該株主が、被認証事業者で ある場合には、その旨を含む。)を記載した書類 (第3号) 9 役員(合名会社、合資会社又は合同会社において は、業務を執行する社員)又は事業主の氏名、略歴 及び担当する業務の範囲(当該役員又は事業主が被 </p>	

- 認証事業者の役員又は職員（過去2年間に当該被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第4号）
- 10 製品試験の業務の概要及び業務の実績（第5号イ）
- 11 製品試験の業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別（第5号ロ）
- 12 製品試験の業務を行う施設の概要（第5号ハ）
- 13 製品試験の業務を行う組織に関する事項（第5号ニ）
- 14 製品試験の業務の実施の方法に関する事項（第5号ホ）
- 15 製品試験の業務に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の業務又はこれに類似する業務に従事した経歴を有する場合は、その実績（第5号ヘ）

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 とすること。
- 2 「更新を受けようとする登録の根拠条項」の欄は、登録の更新の申請である場合に、産業標準化法第30条第1項及び第2項、第31条第1項並びに第37条第1項から第3項までのうち該当するものを記入すること。
- 3 「日本産業規格の番号」の欄は、鉱工業品又はその加工技術の区分に該当する日本産業規格のうち当該登録又は登録の更新を受けようとするものを用いること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が2以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。
- 4 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
- 5 「ホームページアドレス」の欄は、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第14条第2項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。
- 6 「認証を行う事務所」の欄は、事務所が2以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとの中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。
- 7 「自ら認証に係る製品試験を行う試験所」の欄は、当該試験の基準に適合しているかどうかについて、第1号の審査を受けようとする場合は、1項の審査を受けようとする場合は、別紙に記載する

8 載し「係入重臣の旨記入し、試験所ごにとに中欄に掲げる事項を記
 係入重臣の旨記入し、試験所ごにとに中欄に掲げる事項を記
 9 号及第1条の上添付の上場業務登録し、その旨記入し、試験所ごにとに中欄に掲げる事項を記
 10 2 以上の業務登録し、その旨記入し、試験所ごにとに中欄に掲げる事項を記
 11 1 提出の記載を第7条の旨記入し、試験所ごにとに中欄に掲げる事項を記
 12 2 号第7条の旨記入し、試験所ごにとに中欄に掲げる事項を記
 13 3 化第6計書と。登録申請書の旨記入し、試験所ごにとに中欄に掲げる事項を記
 14 録申請書の旨記入し、試験所ごにとに中欄に掲げる事項を記

様式第6（第8条第1項関係）

事業承継届出書

年 月 日

殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

下記のとおり、登録認証機関の地位を承継したので、
産業標準化法第43条第2項の規定に基づき、別紙書類
を添えて届け出ます。

記

被承継人の氏名 又は名称及び法人 にあってはその 代表者の氏名		
被承継人の住所		
被承継人の登録 番号		
承継人の連絡先 等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページ アドレス	
承継人の認証を 行う事務所	ふりがな 名称	
	ふりがな 所在地（郵便 番号）	
	電話番号	
承継人の自ら認 証に係る製品試 験を行う試験所	ふりがな 名称	
	電話番号	
	関連する事務 所の名称及び 所在地	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

	ドレス	
承継の期日		
承継の理由		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 とすること。
- 2 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
- 3 「ホームページアドレス」の欄は、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第 14 条第 2 項及び第 21 条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。
- 4 「承継人の認証を行う事務所」の欄は、事務所が 2 以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。
- 5 「承継人の自ら認証に係る製品試験を行う試験所」の欄は、産業標準化法第 41 条第 2 項の認証機関登録簿に記載されている試験所を承継した場合に記入すること。また、試験所が 2 以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、試験所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。
- 6 「関連する事務所の名称及び所在地」の欄は、2 以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。
- 7 地位を承継した事実を証する書面及び譲り受けた登録証を添付すること。

様式第7（第22条第1項関係）

認 証 報 告 書

年 月 日

殿

住所

報告者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

鋳工業品（鋳工業品の加工技術）の認証を行ったので、産業標準化法第45条第3項（第55条第2項において準用する第45条第3項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 認証契約を締結した期日及び認証番号
- 2 被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその法人番号及び代表者の氏名
- 3 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級
- 4 鋳工業品又はその加工技術の名称
- 5 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- 6 認証に係る鋳工業品の製造又は加工をする工場又は事業場を識別するための表示事項及びその方法
- 7 認証契約の有効期間
- 8 産業標準化法第30条第1項又は第31条第1項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
- 9 認証を行った鋳工業品の個数又は量並びに当該鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号及びその表示の方法
- 10 認証に係る産業標準化法の根拠条項

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。
- 2 2の「法人番号」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
- 3 3は、認証に係る日本産業規格の種類又は等

-
- 級が規定されている場合に記載すること。
- 4 6 は、認証に係る鋳工業品の製造又は加工が複数の工場又は事業場で行われる場合に記載すること。
 - 5 7 は、認証契約に有効期間が定められている場合に記載すること。
 - 6 9 は、現に製造又は加工された特定の個数又は量の鋳工業品に係る認証を行った場合に記載すること。
-

様式第8（第22条第4項関係）

認 証 取 消 報 告 書

年 月 日

殿

住所
報告者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

認証の全部（一部）を取り消したので、産業標準化法
第45条第3項（第55条第2項において準用する第4
5条第3項）の規定に基づき、下記のとおり報告しま
す。

記

- 1 認証の全部（一部）を取り消した期日及び認証番
号
- 2 取り消した認証に係る被認証者の氏名又は名称及
び住所並びに法人にあってはその法人番号及び代表
者の氏名
- 3 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格
の種類又は等級
- 4 鋳工業品又はその加工技術の名称
- 5 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- 6 認証に係る鋳工業品の製造又は加工をする工場又
は事業場を識別するための表示事項及びその方法
- 7 認証を行った鋳工業品の個数又は量並びに当該鋳
工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付され
ている識別番号又は記号及びその表示の方法
- 8 認証に係る産業標準化法の根拠条項
- 9 取り消した理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定める
A4とすること。
- 2 2の「法人番号」は、行政手続における特定
の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律（平成25年法律第27号）第2条第15
項に規定する法人番号がある場合に記入するこ
と。
- 3 認証の一部を取り消した場合にあっては、3

から 8 までは、当該取り消した部分に係るものを記載すること。

- 4 3 は、認証に係る日本産業規格に種類又は等級が規定されている場合に記載すること。
- 5 6 は、認証に係る鋳工業品の製造又は加工が複数の工場又は事業場で行われる場合に記載すること。
- 6 7 は、現に製造又は加工された特定の個数又は量の鋳工業品に係る認証を行った場合であって、当該認証を取り消した場合に記載すること。

様式第9（第22条第5項関係）

認 証 契 約 終 了 報 告 書

年 月 日

殿

住所
報告者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

認証契約が終了したので、産業標準化法第45条第3項（第55条第2項において準用する第45条第3項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 認証契約が終了した期日及び認証番号
- 2 終了した認証契約に係る被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその法人番号及び代表者の氏名
- 3 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級
- 4 鋳工業品又はその加工技術の名称
- 5 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- 6 認証に係る鋳工業品の製造又は加工をする工場又は事業場を識別するための表示事項及びその方法
- 7 認証に係る産業標準化法の根拠条項
- 8 終了した理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。
- 2 2の「法人番号」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。
 - 3 3は、認証に係る日本産業規格に種類又は等級が規定されている場合に記載すること。
 - 4 6は、認証に係る鋳工業品の製造又は加工が複数の工場又は事業場で行われる場合に記載すること。

様式第10（第27条第1項関係）

事 務 所 変 更 届 出 書

年 月 日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人
にあってはその代表者の氏名

下記のとおり、認証の業務を行う事務所の所在地を変更したいので、産業標準化法第46条（第55条第2項において準用する第46条）の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 変更しようとする事務所の名称、所在地及び電話番号
- 2 変更の予定期日
- 3 変更の理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。
- 2 1は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
 - 3 登録証を添付すること。

様式第11（第28条関係）

業 務 規 程 （ 変 更 ） 届 出 書

年 月 日

殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

産業標準化法第47条第1項（第55条第2項において準用する第47条第1項）の規定に基づき、業務規程（業務規程の変更）を別添のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。
- 2 1及び2は、業務規程の変更の場合に記載すること。

様式第12（第29条第1項関係）

業 務 休 止 （ 廃 止 ） 届 出 書

年 月 日

殿

住 所

届出者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

産業標準化法第48条（第55条第2項において準用する第48条）の規定に基づき、認証の業務の一部（全部）を休止（廃止）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする認証の業務の範囲
- 2 休止（廃止）の予定期日
- 3 休止の期間
- 4 休止（廃止）の理由

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。

様式第13 (第35条第1項関係)

表 面	
8 センチメートル	
第 号	
産業標準化法第54条第1項の規定による立 入検査を行う職員の名分証明書	
6 センチ メートル	3 センチ メートル
4 センチ メートル	写 真
	職 名 氏 名
	押 出 年 月 日 生 ス タ 年 月 日 発 行 ン プ
	主 務 大 臣 (経 済 産 業 局 長)
	印

裏 面	
産業標準化法 (昭和24年法律第185号) (抄)	
第29条	2 前項の規定により立入検査をする職員は、その名分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3	第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第54条	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2	第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第80条	次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第29条第1項、第35条第1項から第4項まで、第54条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第14 (第35条第2項関係)

表 面	
6 センチメートル	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">第 号</div> <p style="text-align: center;">産業標準化法第54条第1項及び第74条第1項の規定による立入検査を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分証明書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 40%; text-align: center;"> <p>写</p> <p>真</p> </div> <div style="width: 55%;"> <p>所属 氏名</p> <p>押出 スタンプ</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p>独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長 印</p> </div> </div>
	8 センチメートル
	3 センチメートル
	4 センチメートル

裏 面	
産業標準化法 (昭和24年法律第185号) (抄)	
第29条	2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
	3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第54条	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2	第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第74条	主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第35条第1項から第3項までの

規定による立入検査又は第54条第1項の規定による立入検査（第33条第1項又は第37条第6項の認証を行う登録認証機関に関するものを除く。）を行わせることができる。

5 第1項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第29条第1項、第35条第1項から第4項まで、第54条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者